

議案第 4 1 号

前橋市市税条例の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条の前の見出しを「（市民税の申告）」に改める。

第 3 2 条の 2 中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 9 0 条第 2 項前段中「運転免許証」の次に「又は当該者に係る免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 に規定する特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項後段中「市長が必要と認めるときは、減免を必要とする理由を証明する書類を市長に提出し」を「免許情報記録個人番号カードを提示したときは、市長による当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受け」に改める。

第 1 2 4 条の 3 第 2 項第 1 号中「（番号法第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。